

四日市市立保育所等保育士派遣業務事業者公募実施要項

1. 目的

待機児童の解消のため、四日市市内の公立保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園（以下保育所等）に保育士派遣業務を行うことが可能な事業者を公募します。また、安定的かつ迅速に保育士を確保するため、保育士派遣労働者が規定の人数に達するまで、複数の事業者から契約交渉を実施します。

2. 募集対象業務

(1) 業務名

四日市市立保育所等保育士派遣業務

(2) 業務内容

別添「四日市市立保育所等保育士派遣業務仕様書」のとおり

(3) 予定履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

(4) 契約単価（見積限度額）

1時間あたり2,500円（税抜き）

※上記金額は、契約時の予定単価を示すものでなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※事業者が提案した見積額を基に両者協議の上、本市と契約する。

※提案見積書を提出する際は、見積限度単価を超えないようにすること。

（超過した場合は、失格となる。）

(5) 派遣人員総数

15人（1社あたりの上限人数はありません）

(6) 特記事項

本業務の派遣保育士への賃金単価について、本市における会計年度任用職員の令和8年度時間単価以上とすること。令和8年度時間単価については、本市より提示する。

※【参考】令和7年度時間単価（実績）：1,410円

3. 参加資格要件

参加事業者は、本事業の目的を理解し、次に掲げる項目をすべて満たす者であること。
基準日については、公募開始の日とする。

(1)「委託」の業種で、本市の入札参加資格登録業者名簿に登録されている者であること。
ただし、公募開始の日において、業種未登録、名簿未登録の場合は、参加申込書の提出期限までに三重県市町総合事務組合への登録の申請をし、受理された場合は、登録された者とみなす。また、資格を有さない業者は「4.入札参加資格を有さない者の参加」を参照の

こと。

- (2) 四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条の許可等、営業に関して法等の規定により許可、登録、認可等を必要とする場合は、申請時においてそれらを受けている者。
- (4) 過去3か年度の間に東海4県の保育施設への派遣実績または市区町村発注の業務への派遣実績があること。
※市区町村発注の業務への派遣実績については、保育業務でなくても可とする。
- (5) 地方自治法施行第167条の4の規程に該当しないものであること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者
 - ①役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ③役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
 - ④役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立をしている者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続き開始の申立をしている者でないこと。

4.入札参加資格を有さない者の参加

3.資格要件（1）に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を参加申込書類とあわせて提出してください。審査の結果、四日市市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されているものと同様の資格を有すると認められた場合、契約交渉をすることができます。

- 提出書類：次に掲げる書類一式を1部提出すること。

1	参加資格要審査申請書	
2	許可登録（免許）証明書等（営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可）	
3	営業所一覧表（本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可）	
4	履歴事項全部証明書等（写し可） 法人：「履歴事項全部証明書」（旧：商業登記簿謄本） 個人：「事業証明書」及び「住民票」	
5	納税証明書（写し可） 本社が四日市市内業者の場合 ※右記①と②の提出が必要です。 本社が四日市市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明 ※提出日前3か月以内発行のもの ※所管税務署にて発行 ②市税の完納証明書 ※提出日前3ヶ月以内発行のもの ※本市市民税課にて発行
6	印鑑証明書（写し可）※提出日以前3ヶ月以内発行の者	

5. スケジュール

下表のとおりです。なお、各実施日について事務の都合上変更する場合もあります。

公募開始	令和8年1月14日（水）
質疑提出期限	令和8年1月20日（火）
質疑回答期限	令和8年1月22日（木）
参加申込書類提出期限	令和8年1月23日（金）
審査結果通知	令和8年1月29日（木）
契約予定	令和8年2月中旬

6. 手続概要

（1）募集要項等の配布

【配布期間等】令和8年1月14日（水）～令和8年1月23日（金）

本市ホームページからダウンロードもしくは、四日市市役所こども未来部保育幼稚園課で配布（平日8時30分から17時15分まで ※土祝日を除く）

(2) 質疑の受付及び回答

【受付期間】令和8年1月14日（水）～令和8年1月20日（火）午後5時必着

【提出方法】様式5「質問書」に内容を簡潔に記載し以下アドレスまで、電子メールで提出してください。また、提出後電話により受理確認を行ってください。なお、審査内容に関係しない軽易なものを除き、質問書以外での問合せについては一切受け付けいたしません。

メールアドレス：hoikuyouchien@city.yokkaichi.mie.jp

電話番号：059-354-8173

【回答】令和8年1月22日（木）午後5時までに本市ホームページにて回答します。

(3) 参加申込書類の提出

【受付期間】令和8年1月14日（水）～令和8年1月23日（金）午後5時（土日祝除く）

【提出先】〒510-0085 三重県四日市市諏訪町2番2号 総合会館3階
四日市市役所 こども未来部 保育幼稚園課

【提出方法】持参または郵送

持参の場合：事前に保育幼稚園課に来庁日時をお電話ください。

郵送の場合：書留等により提出期限までに必着のこと

【提出書類】

①参加申請書（様式1）

②参加資格に関する申立書（様式2）

③見積書（様式3）

④会社概要（通常の広報で使用しているもの）

⑤許可登録（免許）証明書等の写し

⑥直近の人材派遣の実績のわかる資料 ※任意様式・④会社概要に記載の場合不要

7. 選定方法

(1) 審査方針

参加申込書類に基づき審査を実施し、受託事業者として適当と判断された場合は、受託候補者として決定します。複数の事業者を受託候補者として決定することもあります。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けないものとします。

(2) 選考結果の通知

選考結果は、すべての申請者に対して、令和8年1月29日（木）（予定）に通知します。また、受託候補者は選定後、速やかに本市ホームページで公表します。

8. 契約の交渉

(1) 契約内容及び仕様については、本市と詳細を協議した結果、変更が生じることが

あります。

(2) 本契約に対する契約保証金は免除します。

9. その他留意事項

(1) 失格・無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

①参加申込書類の提出後、契約締結日までの間に、3の参加資格要件を満たさなくなった場合。

②参加申込書類において虚偽の記載がある場合。

③参加申込に関して談合等の不正行為があった場合。

④正常な参加申込の執行を妨げる等の行為があった場合。

⑤法並びに四日市市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ参加申込を行った場合。

⑥審査の公平性を害する行為があった場合。

⑦前各号に定めるもののほか、参加申込にあたり著しく信義に反する行為等により、市が失格であると認めた場合。

(2) 留意事項

①本件の参加に係る経費は、全て参加者の負担とします。

②審査及び評価の内容、参加者名等の内容についての質問は一切受け付けません。

③提出された書類は返却しません。

④提出後に書類の内容を変更することは認めません。(軽微な修正を除く)

ただし市から指示があった場合はその限りではありません。

10.問合せ先及び各種書類の提出先

〒510-0085

三重県四日市市諏訪町2番2号総合会館3階

四日市市役所 こども未来部 保育幼稚園課

TEL:059-354-8173 FAX : 059-354-6013

Email : hoikuyouchien@city.yokkaichi.mie.jp

担当 : 伊藤

※ F A X、電子メールは、受信を電話で確認すること。